

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条、63条、同法施行規則第14条	一類から四類感染症等の患者がいる場所の消毒	指導予防課

一類から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者がいる、又はいた場所等について、その場所を管理する者または代理者に対し消毒することを命じることができる。

また、当該場所を管理する者に消毒させることが困難な場合は、市町村において消毒を行い、その消毒にかかった費用は管理者等より徴収することができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

一類から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき当該感染症の患者がいる場所、又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所、その他当該感染症の病原体に汚染された場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者、また当該場所を管理する者に消毒を命じる

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。